

12月9日の本会議において、総務常任委員会に付託を受けました議案第71号から議案第77号、議案第83号から議案第100号及び議案第102号の26議案につきまして、12月12日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第71号湖南省市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、
廃止する条例と、新設の条例との相違点についての質疑に対して、大きく変わる点はなく、これまでの条例から施行条例に引き継ぐ形ですとの答弁でした。

議案第72号湖南省市情報公開・個人情報保護審議会設置条例の制定について、
個人情報保護審議会と情報公開審議会を一つにすることによる内容の変更についての質疑に対して、二つを統合することで、設置する内容についての変更は無いとの答弁でした。現行二つの審議会メンバーと統合後の審議会メンバーについての質疑に対して、現行個人情報保護と情報公開の審議会の委員は、同じメンバー構成との答弁でした。

議案第73号湖南省市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、
今回、高齢者の部分休業に関する条例を制定する事についての質疑に対して、以前から制度としてはありましたが、湖南省市では条例適用してこなかったとの答弁でした。定年延長制度が導入されることから、この条例を制定するののかとの質疑に対して、定年延長した職員のライフスタイル、健康面や家族の状況等と働き方のマッチングを図るということから、今回改めて制度導入したとの答弁でした。部分休業の給料の減額は、30分を1時間と計算して、減額をする事についての質疑に対して、給与条例等で給与条例の中に、減額の条項により1カ月の休業時間を合計し、例えば合計10時間30分となる場合は、11時間の減額をするとの答弁でした。

議案第74号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、
職員定数の数え方としては、職員定数条例の改正になるが、定年延長60歳から65歳まで正規で延長する人が、多いと見込むのかとの質疑に対して、現状短時間を選択する人は少なく、現在フルタイムが11名、短時間勤務が3名です。基本的に対象者全員がフルタイムを、希望することを想定しての定数ですとの答弁でした。

議案第75号湖南省市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
最終13年度まで、定年の段階的引き上げについての質疑に対して、来年から定年は61歳に延長となり、以後2年に1回、定年年齢が1歳ずつ、繰り上が

っていきますとの答弁でした。

議案第76号湖南省議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び湖南省特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第77号湖南省職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、

一括で審査を行いました。議案第76号及び議案第77号ともこの改正の根拠は、人事院勧告に基づくことかとの質疑に対して、その通りですとの答弁でした。いずれも同じ人事院勧告に基づく改定なので、まとめて1本の条例改正案の議案として、提出できないかとの質疑に対して、今日まで議員と職員の給与として、別々に議案を提出してきた経緯があります。今後、また研究して参りたいと思いますとの答弁でした。

議案第83号指定管理者の指定について（湖南省老人福祉センター関連施設）、課題点とか指摘点とか改善等指導についての質疑に対して、管理者側の施設全体の修繕が、確実にまだ完了していない点があり、今後協議をしながら優先順位を設け実施していきたいとの答弁でした。

議案第84号指定管理者の指定について（湖南省三雲まちづくりセンター）、議案第85号指定管理者の指定について（湖南省柑子袋まちづくりセンター）、議案第86号指定管理者の指定について（湖南省岩根まちづくりセンター）、議案第87号指定管理者の指定について（湖南省菩提寺まちづくりセンター）、議案第88号指定管理者の指定について（湖南省下田まちづくりセンター）、議案第89号指定管理者の指定について（湖南省水戸まちづくりセンター）、議案第90号指定管理者の指定について（湖南省立菩提寺コミュニティセンター）、議案第91号指定管理者の指定について（湖南省市民学習交流センター）、

以上、議案第84号から議案第91号まで、8議案を一括で審査を行いました。

議案第87号の菩提寺まちづくりセンターの所管課の総合評価が、全指定管理者施設の中で、最低のC2という評価です、非公募で同じ指定管理者を選定している点についての質疑に対して、C評価が二つありました。報告書の提出の部分で、消防設備の法定点検の、点検は実施したが、消防署への報告、記述が守られていなかった点と、使用料の収入報告の中で、合計額に間違いがあり、報告内容・チェック体制の現地調査確認の結果、チェック体制の指導・勧告を行った事から、今後の取り組み改善を見守ってきたいとの答弁でした。指定管理者であるまちづくり協議会に関して、「行事や事業イベントからサービスへ」への取り組みについての質疑に対して、まちづくり協議会が収益性の確保と、自立性を高めていく収益事業となるよう、非公募選定しています。この収益を財源として、更に新たな事業を組み立てて、運営していくよう指導しているとの答弁でした。一括審査の対象施設の指定

期間は5年です。小規模多機能自治の基本構想案を出していく中で、各中学校区での施設も、関連してきますが、指定期間を5年とした点についての質疑に対して、まちづくりセンター自体は、小規模多機能自治を進めていく上での、地域の活動拠点という部分は変わりません。今後、小規模多機能自治のスケジュール案が固まる中で、この指定管理期間5年をどう位置付けていくのかが、決まってこようかと思えます。今現在は、指定管理の更新期間を迎え、5年としていますとの答弁でした。小規模多機能自治を進めていく上で、今これらの施設の指定期間を5年として、影響ないのかとの質疑に対して、今回更新期間5年の設定は、小規模多機能自治を進めていく上では、影響がないと考え、5年の指定期間です。ただ、その活動拠点と、どのような行政機能の分散機能とを、絡めていくかは、今後、検討していきたいとの答弁でした。小規模多機能自治を進めていく過程では、この指定期間の見直しもあるのか、そこを確認しているとの質疑に対して、指定管理は、あくまでまちづくり協議会の一つの事業として、指定期間内の施設の管理及び施設の運営部分を位置付け、それが一つの事業収益という面もあります。今後進めていく小規模多機能自治の考え方は、行政サービスというサービス機能を分散する部分を地域で担っていただき、小規模多機能自治の拠点として置くことから、指定期間については、基本的に現在5年間という位置付けの中で進めていきたいと、考えておりますとの答弁でした。この指定管理の中には、これから5年間の指定期間の間、センター長の給料等人件費を含めた内容だと思えます。センター長の位置付けについての質疑に対して、指定管理期間5年間については、センター職員の人件費も含んでいます。今のところの指定管理は、現状をそのまま維持するという方向ですとの答弁でした。現在、菩提寺まちづくり協議会の代表者が会長代理となっていることについての質疑に対して、菩提寺のまちづくり協議会の会長が10月で辞任され、副会長が会則規定に基づいて、代行していることから申請時に、会長代理という形になったとの答弁でした。これらの指定管理者は、非公募でした。執行部から指定管理者に、指導・指摘等はあったのかとの質疑に対して、指定管理については、定期的なヒアリングを、それぞれセンターに伺って行いました。令和3年度は、2回、各センターとのヒアリングを行いました。令和4年度は、今現在まで、以前指摘したところ、指導勧告を行った部分について、現状の確認を行い、対応していますとの答弁でした。

議案第92号指定管理者の指定について（湖南省菩提寺運動広場）、
質疑はありませんでした。

議案第93号指定管理者の指定について（湖南省ふれあいの館）、
現在の利用料金の推移についての質疑に対して、施設の使用料につきまし

ては、令和2年度が1万4400円、令和3年度が8250円の推移です。令和4年度の当初の見込みは1万8000円ですとの答弁でした。

議案第94号指定管理者の指定について（湖南省湖國十二坊の森）、見込んである年間約3500万の債務負担行為の根拠と、想定している売り上げ金額の根拠についての質疑に対して、指定管理料につきましては令和5年度が約3500万円で、以後減少し、令和9年度は2620万円としています。目標としている施設使用料金は、令和5年5740万円、令和6年5960万円、令和7年6180万円、令和8年6400万円、令和9年6600万円です。平均約6200万円としています。令和3年の利用者実績は、コロナの影響から11万7000人と少ない実績でしたが、最終的には14万～15万人ぐらいまで戻ってくると想定していますとの答弁でした。利用料金改正の条例が議決されていることについての質疑に対して、利用料金上限800円までの条例が議決されている点について、今回の議案議決後、正式な指定管理者と、これから800円に上げられるかどうか、例えば700円と800円に二段階で上げていくのか、また、仮に800円になると利用者が減ることも考えられます。これらについて、今後協議をしていきたいと思っております。現在は、値上げをしない段階での想定ですとの答弁でした。

議案第95号指定管理者の指定について（湖南省長寿・常楽の理想郷）、
議案第96号指定管理者の指定について（湖南省市民産業交流促進施設）、
議案第97号指定管理者の指定について（湖南省魅力発信拠点施設）、
議案第98号指定管理者の指定について（湖南省浄苑および笹ヶ谷霊園）、
議案第99号指定管理者の指定について（湖南省水戸体育館および田代ヶ池テニスコート）、
議案第100号指定管理者の指定について（湖南省社会体育施設および湖南省野洲川親水公園）、
議案第102号甲賀広域行政組合の規約変更について、
以上7議案については、質疑はありませんでした。

以上が質疑の概要であります。その後、各議案に対しての討論はなく、採決を行いました。

その結果、議案第71号から議案第77号、議案第83号から議案第100号及び議案第102号、以上26議案については、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。